

## 川崎市公告第1571号

地方自治法第260条の46第1項の規定により、次の不動産について認可地縁団体が所有し登記関係者（当該不動産の表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。）若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないものとして、当該認可地縁団体から所有権の保存又は移転の登記をするための公告を求める申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。当該登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者等は、市長に対し異議を述べてください。

令和7年12月17日

川崎市長 福田 紀彦

### 1 申請を行った認可地縁団体の名称等

- (1) 名称 観音町内会  
(2) 区域 川崎市川崎区観音1・2丁目<sup>1</sup>  
(3) 主たる事務所の所在地 川崎市川崎区観音2丁目1番20号

### 2 申請不動産に関する事項

#### (1) 土地

地目	面積	所在地
宅地	188.42m <sup>2</sup>	川崎市川崎区観音一丁目30番

#### (2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

(土地) 一丁目30番	
寺内染次郎	川崎市大師河原970
斎藤権左エ門	川崎市観音一丁目30

### 3 異議を述べることのできる者（登記関係者等）の範囲

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人
- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- ・所有権を有することを疎明する者

### 4 異議を述べることができる期間及び方法

#### (1) 異議を述べることができる期間

公告日から令和8年3月16日まで

#### (2) 異議を述べる方法

異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に必要書類を添付し、市長に提出

#### (3) 申出書の添付書類

登記関係者等の区分	必要書類	
	異議を述べる者が登記関係者等である旨を確認できる書類	申請書に記載された氏名及び住所を確認できる書類
表題部所有者又は所有権の登記名義人	登記事項証明書	
表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人	登記事項証明書 戸籍謄抄本	住民票の写し 戸籍の附票の写し
所有権を有することを疎明する者	所有権を有することを疎明するに足りる資料	

## 5 その他

登記関係者等が異議を述べることができる期間内に異議を述べなかったときは、地方自治法第260条の46第3項の規定により、当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があったものとみなします。